

アルビレックススポーツクラブ規約

■第1条（名称）

本クラブは、アルビレックススポーツクラブ（以下「本クラブ」という）と称する。

■第2条（目的）

本クラブは、主に新潟の人々に対して、サッカーを中心としたスポーツの普及および育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興および子供の健全育成に寄与することを目的とする。

■第3条（事務局）

本クラブの事務局を以下に置く。

〒957-0101 新潟県北蒲原郡聖籠町東港5丁目1923-12

新潟聖籠スポーツセンター内

■第4条（事業内容）

本クラブは、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）各種スポーツの普及に関する事業
- （2）各種スポーツにおける小学生及び中学生世代の育成に関する事業
- （3）スポーツを通じた健康の増進に関する事業
- （4）スポーツ施設の管理運営

■第5条（会員）

本クラブの会員は、本クラブの目的に賛同する個人会員、チーム会員、団体会員とする。

■第6条（期間）

本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

■第7条（入会金及び年会費）

会員は、個人会員、チーム会員、団体会員を問わず、別途定める入会金および年会費を支払わなければならない。なお、一旦支払われた入会金および年会費の返還は、特別な理由がない限り行わない。

■第8条（会員資格）

1. 会員の資格は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続されるものとする。

2. 会員が本規約に違反した場合や本クラブの名誉を傷つけるような行為をした場合、あるいは年会費を滞納した場合は、会員資格を失うことがある。

■第9条（届出事項の変更）

会員の氏名・住所・電話番号等に変更があった場合は、事務局所定の方法により速やかに事務局まで届け出る

ものとする。

■第10条（施行）

本規約は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

平成16年12月1日制定

平成18年3月31日改定

平成19年2月20日改定